

## 高知県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会規約

### (名称)

第1条 この会は、高知県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、高知県内における戦略的雇用創造分野（製造業（ものづくり産業）、建設業、IT 関連産業、情報サービス業等）を主な支援対象として策定した「人材確保・育成・定着支援プロジェクト」（以下「県プロジェクト」という。）に基づく事業が、高知県産業振興計画に基づく施策と連動して取り組まれることにより、良質で安定的な雇用機会の確保及び職場への定着を図ることを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次の事項を所掌する。

- （1）県プロジェクトに基づく事業の進捗状況及び政策効果を把握・検証すること。
- （2）県プロジェクトに基づく事業の適切かつ効果的な取組等について、県に提案すること。
- （3）その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (構成及び組織)

第4条 協議会は委員とオブザーバーで構成し、構成員は別表のとおりとする。ただし、必要に応じて追加することができる。

- 2 協議会に委員の互選により会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは第1項に規定する構成員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選任される前に招集される会議については、商工労働部長が招集することができる。

- 2 会議においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長となる。
- 3 会議は公開とする。ただし、特に必要と認められる場合は、非公開とすることができる。
- 4 第4条第1項に定める委員が会議を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。
- 5 会議は委員（代理含む）の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 会議は、必要に応じて書面又は電子メールにより開催することができる。

（部会）

第7条 協議会に、具体的な事業の推進を図るため、必要に応じ部会を設けることができる。

- 2 部会の設置については、協議会の承認を経て別に定める。
- 3 部会の運営については、部会で定める。
- 4 部会の活動状況については、必要に応じて協議会に報告する。

（事務局の設置等）

第8条 協議会の事務局は、商工労働部雇用労働政策課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項はその都度別に定める。

付 則

この規約は、令和6年3月22日から施行する。

別表（第4条関係）

委 員

| 構 成 員                          | 職 名            |
|--------------------------------|----------------|
| 国立大学法人 高知大学                    | 次世代地域創造センター長   |
| 高知県公立大学法人 高知県立大学               | 地域教育研究センター長    |
| 高知県公立大学法人 高知工科大学               | 地域連携機構長        |
| 独立行政法人国立高等専門学校機構<br>高知工業高等専門学校 | 地域連携センター長      |
| 一般社団法人 高知県工業会                  | 常務理事           |
| 一般社団法人 高知県製紙工業会                | 専務理事           |
| 高知県中小企業団体中央会                   | 理事・事務局長        |
| 高知県商工会議所連合会                    | 専務理事           |
| 高知県商工会連合会                      | 専務理事           |
| 高知県食品工業団地事業協同組合                | 代表理事           |
| 高知県経営者協会                       | 専務理事           |
| 日本労働組合総連合会高知県連合会               | 事務局長           |
| 株式会社 四国銀行                      | コンサルティング部長     |
| 株式会社 高知銀行                      | 地域連携ビジネスサポート部長 |
| 幡多信用金庫                         | 業務部長           |
| 株式会社 商工組合中央金庫 高知支店             | 次長             |
| 厚生労働省 高知労働局                    | 職業安定部長         |
| 高知県                            | 産業振興推進部長       |
| 高知県                            | 商工労働部長         |
| 公益財団法人 高知県産業振興センター             | 専務理事           |

オブザーバー

| 構 成 員                       | 職 名          |
|-----------------------------|--------------|
| 四国経済産業局                     | 地域経済部 地域経済課長 |
| 株式会社 地域経済活性化支援機構<br>(REVIC) |              |